

新潟市水道局工事請負契約等に係る履行保証事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、工事請負契約又は建設コンサルタント業務委託契約（以下「工事請負契約等」という。）について、新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第32条及び第33条に規定する契約締結の際付される保証の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 契約保証金の免除

- (1) 契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (2) 契約規程第33条第6号で定める金額は、1,000万円とする。
- (3) 契約規程第33条第7号の特に認めるときは、同条第3号に定める者と複数年度にわたる契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に同号に定める契約を2回以上にわたって全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときとする。

3 契約締結時の取扱い

- (1) 総務部経理課長（以下「経理課長」という。）は契約保証の必要な請負契約の落札者に対して、落札証明書（別記様式1号）を交付する。
- (2) 落札者が落札証明書に基づき、落札後10日以内に保証手続きを行った後、契約保証書類の提出を受け、必要な処理を行う。
- (3) 契約保証にかかる具体的な手続は、落札者が選択した保証の種類に応じて次のとおりとする。

① 契約保証金の納付の場合

ア 経理課長は、落札者決定後速やかに、落札者に納付金額を確認する。この場合においては、納付金額が契約金額の100分の10以上の額となること。

イ 経理課長は、契約保証金受払簿（別記様式3号）にその旨を記載した後、新潟市水道事業会計規程（昭和52年4月19日水道局管理規程第4号。以下「会計規程」という。）第51条の規定により納入通知書を発行する。

ウ 経理課長は、落札者がイの納入通知書により指定金融機関等に現金を納付した後、落札者から納入通知書兼領収書の写しの提出を受け、これを当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

エ 経理課長は、契約保証金に係る領収済通知を受けたときは、契約保証金受払簿の該当欄に収入の消し込みを行う。

オ 経理課長は、契約書の契約保証金欄に「納付」の字句及び契約保証金の金額を記入する。

② 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供の場合

ア 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券は無記名の国債若しくは地方債とし、額面金額が契約金額の100分の10以上の額となること。

イ 金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手については、担保提供の取扱いを行わず、①の契約保証金納付の取扱いを準用する。ただし、落札者に対して発

行する納入通知書には「証券納付」の字句を記入する。

ウ 経理課長は、落札者からアの有価証券の提出を受けたときは、会計規程第53条の規定により受領書（有価証券保管証書（別記様式第2号））を交付し、その写しを当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴るとともに、有価証券受払簿（別記様式4号）にその旨を記載する。

エ 経理課長は、ウにより受領した有価証券を保管管理する。

オ 経理課長は、契約書の契約保証金欄に「担保提供」の字句を記入する。

③ 金融機関等の保証の場合

ア 保証を求めることができる金融機関等の範囲は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関又はそれに準ずる金融機関とする。

イ 保証金額は、契約金額の100分の10以上の額とし、保証債務の履行請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されていること。

ウ 経理課長は、落札者から保証書の提出を受けたときは、その写しを当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴るとともに、保証書受払簿（別記様式5号）にその旨を記載して、保証書の原本を保管管理する。

エ 経理課長は、契約書の契約保証金欄に「担保提供」の字句を記入する。

④ 前払金保証事業会社の保証の場合

ア 保証金額は、契約金額の100分の10以上の額とし、保証債務の履行請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されていること。

イ 経理課長は、落札者から保証書（前払金保証事業会社の保証書に代えて、電磁的記録であって、前払金保証事業会社が定め水道事業管理者が認める措置を講ずる場合を含む。）の提出を受けたときは、その原本（電磁的記録による場合にあってはその写し。）を当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

ウ 経理課長は、契約書の契約保証金欄に「担保提供」の字句を記入する。

⑤ 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険による保証の場合

ア 保証金額は、契約金額の100分の10以上の額とし、保証期間又は保険期間が工期を含むものであること。

イ 経理課長は、落札者から公共工事履行保証証券又は履行保証保険証券（公共工事履行保証証券又は履行保証保険証券に代えて、電磁的記録であって、金融機関等が定め水道事業管理者が認める措置を講ずる場合を含む。）の提出を受けたときは、その原本（電磁的記録にあってはその写し。）を当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

ウ 経理課長は、契約書の契約保証金欄に「全部免除」又は「一部免除」の字句を記入する。

4 受注者の債務不履行が発生した場合の取扱い

(1) 経理課長は、契約規程第35条第1項各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、その実状に応じて速やかに次のいずれかの措置をとるものとする。

① 受注者から契約規程第34条の規定により違約金を徴収して、工事を完成させること。

- ② 公共工事履行保証証券による保証を付している場合は、当該保険会社に対し、当該公共工事履行保証証券に規定する手続きをとることを通告し、当該保険会社と協力して必要な措置をとる。
 - ③ 契約規程第35条第1項の規定に基づき、請負契約を解除するとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第2項の規定及び工事請負契約約款又は業務委託契約条項で定めるところにより違約金（以下「解除違約金」という。）を徴収すること。
- (2) 契約規程第35条第1項各号のいずれかに該当する事由が発生し、(1)の②又は③の措置をとる必要が生じたときは、経理課長は、工事施工主管課長及び技術管理室長に対し、速やかに工事現場の保全、出来形の確認その他必要な措置をとるよう連絡する。
- (3) (1)の②又は③により解除違約金を徴収することとなったときは、受注者が選択した保証の種類に応じて、次のように取り扱うものとする。なお、解除違約金の金額が、次により水道局に帰属する金額を超えているときは、当該超過額を受注者から徴収する。
- ① 契約保証金の納付を選択している場合
 - ア 契約保証金を水道局に帰属させる手続きをとる。
 - ② 有価証券の提供を選択している場合
 - ア 有価証券が国債又は地方債の場合は、保管有価証券を水道局に帰属させ、これを現金化して帰属する手続きをとること。
 - イ 金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手については、①の手続きを準用する。
 - ③ 金融機関等又は前払金保証事業会社の保証を選択している場合
 - ア 金融機関等又は前払金保証事業会社に対し、受注者に通知した契約解除通知書の写しを提出して、保証金の請求手続きをとること。
 - イ 金融機関等又は前払金保証事業会社に対する保証金の請求及び受領の手続関係書類の写しを当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。
 - ④ 公共工事履行保証証券による保証を選択している場合
 - ア 経理課長は、直ちに工事主管課長及び保険会社と協議して、受注者の債務不履行の実態に応じて(1)の②又は③のいずれの措置をとるかを決定する。
 - イ (1)の②の措置をとることとなったときは、速やかに保険会社所定の手続きに従って、当該公共工事履行保証証券に規定する手続きをとり、これに係る書類の写しを当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。
 - ウ (1)の③の措置をとることとなったときは、保険会社に対し、受注者に通知した契約解除通知書の写し及び保証証券を提出して保証金の請求手続きをとり、これに係る書類の写しを当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。
 - ⑤ 履行保証保険による保証を選択している場合
 - ア 保険会社に対し、契約の相手方に通知した契約解除通知書の写しを提出して、保険金の請求手続きをとる。
 - イ 保険会社に対する保険金の請求及び受領の手続き関係書類の写しを当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

5 工事完成時の取扱い

(1) 受注者が契約規程第37条第1項の規定による契約の履行を確認するための検査に合格したときは、受注者が選択した保証の種類に応じて、次のように取り扱うものとする。

① 契約保証金の納付を選択している場合

ア 受注者は、請負代金の支払請求と同時に、3の(2)の①のイにより交付された納入通知書兼領収書を経理課長に返還し、契約保証金払戻請求書（別記様式7号）により契約保証金の払戻しを請求する。

イ 経理課長は、アにより受注者から契約保証金の払戻請求を受けたときは、次のように取り扱うものとする。

(ア) 受注者から返還された納入通知書兼領収書に、出納員として払戻しを行う旨を付記し、これに押印する。

(イ) 会計規程第51条の規定により、契約保証金払戻請求書に(ア)の納入通知書兼領収書を添付して、支出手続きをとるとともに、契約保証金受払簿にその旨を記載し、当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

② 有価証券の提供を選択している場合

ア 受注者が提出した有価証券が国債又は地方債の場合は、次のとおり取り扱う。

(ア) 受注者は、請負代金の支払請求と同時に、有価証券還付請求書（別記様式8号）により保管有価証券の還付を請求する。（ただし、契約の相手方が有価証券保管証書を紛失した場合は、有価証券紛失届（別記様式9号）をもって還付請求できるものとする。）

(イ) 経理課長は、(ア)により還付請求を受けたときは、会計規程第53条の規定により、3の(2)の②のウにより交付された有価証券保管証書を提出させ、これと引換えに保管有価証券を還付し、有価証券受払簿にその旨を記載する。

(ウ) 受注者から提出された有価証券保管証書は「還付済」の字句を記入し、有価証券還付請求書に添付して、当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

イ 金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手で納付している場合は、①の手続きを準用する。

③ 金融機関等の保証を選択している場合

ア 経理課長は、現に保管している金融機関等の保証書を受注者を通じて当該金融機関等に返還することとし、引換えに受注者から保証書等受領書（別記様式10号）の提出を受け、保証書受払簿にその旨を記載する。

イ 受注者から提出された保証書等受領書は「還付済」の字句を記入して当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

④ 前払保証事業会社の保証、履行保証保険による保証又は公共工事履行保証証券による保証を選択している場合

ア 受注者が工事を完成した場合においても、保証書、保証証券又は保険証券をそのまま当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴っておく。

6 契約金額を増額変更する場合の取扱い

- (1) 契約金額の増額変更に伴う保証の額の増額請求は、契約金額の増額変更率が30%を超える場合に行うものとする。ただし、工期末に行われる変更については30%を超えても増額分に対する保証額について免除することができるものとする。
- (2) (1)において、保証の額の増額請求をする場合は、経理課長は保証の額を変更後の契約金額の100分の10以上の額とするよう受注者に請求するものとする。
- (3) 受注者が契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、変更契約書の提出に合わせて、契約保証金の増額又はこれに相当する価格の有価証券の追加について、3の(2)の①又は②に掲げる手続きに準じた手続きをとるものとする。
- (4) 受注者が金融機関等の保証を選択している場合は、(2)による保証の額の増額変更について、受注者がそれぞれ所定の手続きを行った後、変更契約の締結に合わせて、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類の提出を受ける。この場合において、経理課長は、提出された書類の写しを、変更契約書（電磁的記録による場合にあつてはその写し。）とともに当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴り、保証書受払簿にその旨を記載して、保証書の原本を保管管理する。
- (5) 受注者が前払金保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険による保証を選択している場合は、(2)による保証の額の増額変更について、契約の相手方がそれぞれ所定の手続きを行った後、変更契約の締結に合わせて、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類の提出を受ける。この場合において、経理課長は、提出された書類を、変更契約書（電磁的記録による場合にあつてはその写し。）とともに当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

7 契約金額を減額変更する場合の取扱い

- (1) 契約金額の減額変更に伴う保証の額の減額請求は、原則として認めないものとする。
- (2) 特別の事情により保証の額の減額請求を認める場合は、受注者に保証の額を変更後の契約金額の100分の10以上の金額に保たれる範囲での減額変更を請求させようえ、次のように取り扱うものとする。
 - ① 契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、変更契約の締結に合わせて、契約保証金の減額分の払戻し又はこれに相当する価格の有価証券の還付について、5の(1)の①又は②に掲げる手続きに準じた手続きをとる。
 - ② 金融機関等の保証を選択している場合は、保証の額の減額変更について、受注者がそれぞれ所定の手続きを行った後、変更契約の締結に合わせて、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類の提出を受ける。この場合において、経理課長は、提出された書類の写しを、変更契約書（電磁的記録による場合にあつてはその写し。）とともに当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴るとともに、保証書受払簿にその旨を記載して、保証書の原本を保管管理する。
 - ③ 前払金保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券による保証を選択している場合は、保証の額の減額変更について、受注者がそれぞれ所定の手続きを行った後、変更契約の締結に合わせて、変更に係る保証書、異動承認書その他の書類の提出を受ける。この場合において、経理課長は、提出された書類の原本を、変更契約書（電磁的記録による場合にあつてはその写し。）とともに当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

(3) 受注者が履行保証保険による保証を選択している場合は、保険金額の減額変更が行われなかったことになっているから、保証の額の減額請求は認めないものとする。

8 工期を変更する場合の取扱い

(1) 工期の延長を行おうとする場合で、現行の保証期間が変更後の工期を含まないときは、次のように取り扱うものとする。

① 契約保証金の納付又は有価証券の提供を選択している場合は、保証期間は工期と同一のものと解されるため、変更契約の締結手続きのみ行う。

② 金融機関等による保証を選択している場合は、工期の延長について、受注者がそれぞれ所定の手続きを行った後、変更契約の締結に合わせて、延長に係る保証書、異動承認書その他の書類の提出を受ける。この場合において、経理課長は、提出された書類の写しを、変更契約書（電磁的記録による場合にあつてはその写し。）とともに当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴るとともに、保証書受払簿にその旨を記載して、保証書の原本を保管管理する。

③ 前払金保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券による保証を選択している場合は、工期の延長について、受注者がそれぞれ所定の手続きを行った後、変更契約の締結に合わせて、延長に係る保証書、異動承認書その他の書類の提出を受ける。この場合において、経理課長は、提出された書類の原本を、変更契約書（電磁的記録による場合にあつてはその写し。）とともに当該契約に係る決裁書類その他の書類一式に綴る。

④ 履行保証保険による保証を選択している場合は、保険期間は工事の完成まで存していることから、変更契約の締結手続きのみ行う。

(2) 工期の短縮を行おうとする場合は、保証期間の短縮変更を行わず、変更契約の締結手続きのみ行うものとする。

9 履行遅滞時の取扱い

履行遅滞により4の(1)の①の措置をとる場合においては、保証期間内に工事の完成が見込まれる期日が含まれるよう、当該保証期間を延長するものとし、その手続きは、8の(1)に準ずるものとする。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。